

第68回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

令和元年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所

富山県小矢部市清沢210番地
当社本店 5階ホール

議 案

第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

目 次

第68回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	13
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧ください
けます。
<https://p.sokai.jp/8111/>



株 主 各 位

証券コード 8111

令和元年6月10日

富山県小矢部市清沢210番地

株式会社ゴールドウィン

取締役社長 西田明男

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和元年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、インターネット等による議決権行使に際しましては、2頁の「議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 令和元年6月26日（水曜日）午前10時

2 場 所 富山県小矢部市清沢210番地 当社本店 5階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項 (1) 第68期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第68期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

4 招集ご通知添付書類 および株主総会参考書類に関する事項 (1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の注記表（連結注記表）

② 計算書類の注記表（個別注記表）

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <http://www.goldwin.co.jp/>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を会場受付
へご提出ください。

株主総会開催日時

令和元年6月26日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の
賛否をご表示のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

令和元年6月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

令和元年6月25日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

- 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

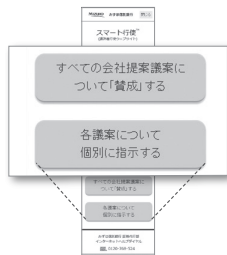
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

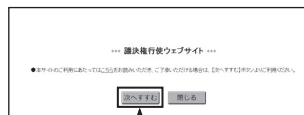
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

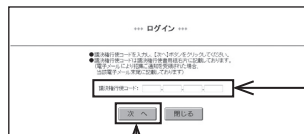
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

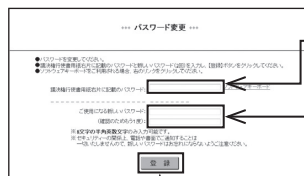
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員して取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位及び担当等	
1	にし	だ	あき	お	代表取締役社長	再任
2	ふたつ	かわ	きよ	と	取締役副社長執行役員 管理統括本部長兼管理本部長	再任
3	わた	なべ	たか	お	取締役副社長執行役員 事業統括本部長兼事業本部長	再任
4	にし	だ	よし	てる	取締役専務執行役員 （富山地区関係会社担当・調達担当）	再任
5	ほん	ま	えい	いちろう	取締役専務執行役員 総合企画統括本部長兼グローバル本部長	再任
6	あさ	み	やす	お	取締役常務執行役員 事業統括本部副本部長兼販売本部長	再任
7	やま	みち	しゅう	へい	取締役常務執行役員 管理統括本部副本部長兼人事総務本部長	再任
8	すず	き	まさ	とし	取締役	再任 社外 独立
9	もり	ぐち	ゆう	こ	取締役	再任 社外 独立
10	あき	やま	り	え		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

1

にし だ あき お
西田 明男

再任

生年月日

昭和28年11月6日

所有する当社の株式数

127,928株

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年10月	当社入社
平成元年6月	当社取締役
平成4年6月	当社常務取締役
平成6年6月	当社専務取締役
平成11年5月	当社常務取締役
平成12年6月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

(株)ゴールドウィンテクニカルセンター代表取締役会長

取締役候補者とした理由

西田明男氏は平成12年より当社代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふたつ かわ きよ と
二川 清人

再任

生年月日

昭和28年1月12日

所有する当社の株式数

56,920株

略歴、当社における地位及び担当

昭和51年4月	当社入社
平成15年4月	当社財務部長
平成17年6月	当社取締役執行役員財務部長
平成18年6月	当社取締役管理本部長兼財務部長
平成19年6月	当社取締役執行役員管理本部長兼財務部長
平成22年4月	当社取締役常務執行役員管理本部長
平成24年4月	当社取締役専務執行役員管理本部長
平成26年5月	当社取締役専務執行役員管理本部長兼財務部長
平成26年10月	当社取締役専務執行役員管理本部長
平成29年4月	当社取締役副社長執行役員管理本部長
平成30年4月	当社取締役副社長執行役員管理統括本部長兼管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

重要な兼職の状況

二川清人氏は経理財務部門での豊富な経験と見識を有しており、管理部門を掌握する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、グループ経営の推進および各社の業務の効率化の推進に適切であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

わた なべ たか お
渡辺 貴生

再任

生年月日
昭和35年3月22日

所有する当社の株式数
19,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年4月	当社入社
平成17年6月	当社取締役執行役員ノースフェイス事業部長
平成18年6月	当社取締役アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長
平成19年6月	当社取締役執行役員アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長
平成22年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼アウトドアスタイル事業本部長
平成24年4月	兼ヘリー・ハンセン事業部長兼ダイレクトマーケティング推進部長 当社取締役専務執行役員事業統括本部長兼アウトドアスタイル事業本部長
平成27年4月	当社取締役専務執行役員事業統括本部長
平成29年4月	当社取締役副社長執行役員事業統括本部長
平成30年4月	当社取締役副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長（現任）

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

渡辺貴生氏は事業ならびにマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、事業全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

にし だ よし てる
西田 吉輝

再任

生年月日
昭和31年1月4日

所有する当社の株式数
200,146株

略歴、当社における地位及び担当

昭和53年4月	当社入社
平成15年4月	当社調達管理部長
平成16年6月	当社執行役員調達管理部長
平成22年6月	当社取締役執行役員調達管理部長
平成24年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部調達担当
平成25年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成26年4月	当社取締役常務執行役員富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成29年4月	当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成30年4月	当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・調達担当（現任）

重要な兼職の状況

(株)ゴールドウィンテクノカルセンター代表取締役社長

取締役候補者とした理由

西田吉輝氏は調達部門ならびに中国事業での豊富な経験と見識を有しており、調達全般、仕入先を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

ほん ま えい いち ろう
本間 永一郎

再任

生年月日

昭和35年3月19日

所有する当社の株式数

15,200株

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年4月	当社入社
平成15年4月	(株)ナナミカ代表取締役社長（現任）
平成18年4月	当社マーケティング室長
平成19年4月	当社経営企画室長
平成22年4月	当社執行役員経営企画室長
平成24年6月	当社取締役執行役員総合企画本部経営企画室長
平成26年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼経営企画室長兼事業統括本部海外部長
平成28年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長
平成29年4月	当社取締役専務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長
平成30年4月	当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼グローバル本部長
平成31年4月	当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼経営企画本部長兼グローバル本部長
令和元年6月	当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼グローバル本部長（現任）

重要な兼職の状況

(株)ナナミカ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

本間永一郎氏は事業およびマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、ブランド戦略部門、経営企画部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社グループの成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

あさ み やす お
浅見 保夫

再任

生年月日

昭和29年5月1日

所有する当社の株式数

10,800株

略歴、当社における地位及び担当

昭和60年8月	当社入社
平成12年4月	当社第二営業本部販売統括販売三部長
平成18年4月	当社アウトドアスタイル事業本部販売統括部長
平成22年4月	当社執行役員営業統括部長兼アウトドアスタイル事業本部副本部長
平成24年4月	当社執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長
平成24年6月	当社取締役執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長
平成26年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長兼百貨店・リテイル担当部長
平成27年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長
平成30年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼販売本部長兼営業統括部長
平成31年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼販売本部長（現任）

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

浅見保夫氏は販売部門の責任者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の販売部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、セールスマーケティング戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

やま みち
山 道

しゅう へい
修 平

再 任

生年月日

昭和28年7月23日

所有する当社の株式数

11,500株

略歴、当社における地位及び担当

昭和51年4月 当社入社
平成17年4月 当社総務部長
平成20年4月 当社管理本部人事部長
平成21年4月 当社管理本部人事総務部長
平成24年4月 当社執行役員管理本部人事部長
平成27年6月 当社取締役常務執行役員管理本部人事部長
平成28年4月 当社取締役常務執行役員管理本部副本部長
平成30年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副本部長兼人事総務本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

山道修平氏は人事・総務部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の人事戦略全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、人事戦略全般およびコンプライアンス体制の遂行に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

すず き
鈴 木

まさ とし
政 俊

再 任

社 外

独 立

生年月日

昭和25年5月31日

所有する当社の株式数

— 株

在任年数

6年

略歴、当社における地位及び担当

平成2年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成22年4月 秀英法律事務所所属
平成25年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

鈴木政俊氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と専門の見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する考え方

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号 9

もり くち ゆう こ
森 口 祐 子

再 任

社 外

独 立

生年月日

昭和30年4月13日

所有する当社の株式数

— 株

在任年数

4 年

略歴、当社における地位及び担当

昭和50年12月 日本女子プロゴルフ協会入会
平成24年3月 岐阜県教育委員（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

森口祐子氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、スポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っていました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する考え方

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

略歴、当社における地位及び担当

平成11年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成11年4月 馬場法律事務所（現 馬場・澤田法律事務所）所属（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

秋山里絵氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する考え方

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。
なお、同氏の選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

候補者番号 10

あき やま り え
秋 山 里 絵

新 任

社 外

独 立

生年月日

昭和45年3月17日

所有する当社の株式数

— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森口祐子氏の戸籍上の氏名は、関谷祐子であります。
3. 鈴木政俊氏、森口祐子氏および秋山里絵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、鈴木政俊氏および森口祐子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、秋山里絵氏が選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

第2号議案

監査役2名選任の件

監査役佐々木淳氏および松本雅登氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号 1

近藤 政明

新任

生年月日
昭和32年12月1日
所有する当社の株式数
2,600株

略歴、当社における地位

昭和56年4月	当社入社
平成21年4月	当社CSR推進本部CSR推進室長
平成23年4月	当社管理本部総務部長
平成26年4月	当社管理本部総務部長兼総合企画本部法務室長
平成28年4月	当社執行役員管理本部総務部長兼総合企画本部法務室長
平成29年4月	当社執行役員管理本部総務部長
平成30年4月	当社執行役員管理統括本部人事総務本部副本部長兼総務部長
平成31年4月	当社監査役付（現任）

重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

近藤政明氏は入社以来、営業部門、管理部門での要職を歴任し、幅広い業務に精通しております。その知識と経験を活かし、コンプライアンスを中心に幅広い見識に基づいた監査が期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

もり た 森田 つとむ 勉

新任

社外

生年月日

昭和29年9月8日

所有する当社の株式数

— 株

略歴、当社における地位

昭和52年4月 ㈱北陸銀行入行
平成22年6月 同行執行役員融資第一部長
平成24年1月 同行常務執行役員
平成25年6月 ㈱ほくほくフィナンシャルグループ取締役
平成25年6月 ㈱北陸銀行取締役常務執行役員
平成28年6月 ほくほく債権回収㈱代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

—

社外監査役候補者とした理由

森田勉氏は金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。また、業務を行う経営陣から独立した立場にあり、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森田勉氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、森田勉氏が選任された場合には、同氏との間に会社法第427条第1項の規定の基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）は当連結会計年度を第3年度とする令和3年3月期（第70期）までの中期経営計画を策定し、その遂行に全社を挙げて取り組んでおります。

連結売上高については、「ザ・ノース・フェイス」「ヘリーハンセン」等アウトドア関連ブランドの販売が、年間を通じて好調に推移し、前期比大幅増収となりました。今期新たにスタートした「ウールリッチ」ブランドの秋冬商品の販売も堅調で、増収の要因となっております。アスレチック関連ブランドでは、百貨店を主販路とする「ブラックアンドホワイト」や専門店・ナショナルスポーツチェーン向け卸事業を主業態とする「スピード」が苦戦し減収となりました。ウィンター関連ブランドは、店頭での販売促進を徹底し、返品・値引による販売ロスを削減したことにより、微増収となりました。合計売上としては、アウトドア関連ブランドの好調推移が全社売上を大きく牽引した結果、前期比14,513百万円の増収となりました。

営業利益については、増収による粗利益の増加に加え、直営店やeコマース販売等の自主管理型売上が拡大したこと、さらに発注流動管理強化による販売ロス削減、プロパー販売比率改善等により、粗利益率が上昇し、粗利益が大幅増となりました。一方で店舗関連経費等の販売管理費も増加しましたが、粗利益増加がこれら販売管理費増加を上回った結果、前期比4,759百万円の増益となりました。

経常利益については、営業利益の大幅増加に加え、韓国における持分法適用関連会社であるYOUNGONE OUTDOOR Corporationの業績も堅調で、持分法投資利益が増加したことで、前期比5,149百万円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、上記経常利益の増加に伴い法人所得税が増加したものの、前期比4,069百万円の増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高84,934百万円（前期比20.6%増）、営業利益11,861百万円（前期比67.0%増）、経常利益12,982百万円（前期比65.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,243百万円（前期比78.6%増）となり、売上高は9期連続の

増収、営業利益は11期連続の増益で最高益更新、経常利益は6期連続の最高益の更新、親会社株主に帰属する当期純利益も3期連続の最高益の更新となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 65 期 (平成28年3月期)	第 66 期 (平成29年3月期)	第 67 期 (平成30年3月期)	第68期(当期) (平成31年3月期)
売 上 高	59,713百万円	60,903百万円	70,420百万円	84,934百万円
経 常 利 益	4,180百万円	4,578百万円	7,833百万円	12,982百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,369百万円	3,424百万円	5,174百万円	9,243百万円
1株当たり 当期純利益	293.49円	298.08円	228.09円	406.22円
総 資 産	57,315百万円	60,572百万円	71,300百万円	77,544百万円
純 資 産	29,614百万円	31,918百万円	35,425百万円	39,609百万円

- (注) 1. 第65期の1株当たり当期純利益につきましては、平成27年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で併合したため、期首に当該株式併合が実施されたものと仮定して算出しております。
2. 第67期の1株当たり当期純利益につきましては、平成30年4月1日付で普通株式1株を2株の割合で分割したため、期首に当該株式分割が実施されたものと仮定して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 65 期 (平成28年3月期)	第 66 期 (平成29年3月期)	第 67 期 (平成30年3月期)	第68期(当期) (平成31年3月期)
売 上 高	50,203百万円	51,270百万円	60,288百万円	72,845百万円
経 常 利 益	2,410百万円	3,469百万円	6,719百万円	11,341百万円
当 期 純 利 益	1,863百万円	2,452百万円	4,704百万円	7,915百万円
1株当たり 当期純利益	162.29円	213.43円	207.39円	347.88円
総 資 産	42,273百万円	45,130百万円	53,318百万円	58,717百万円
純 資 産	17,843百万円	19,863百万円	21,279百万円	24,670百万円

- (注) 1. 第65期の1株当たり当期純利益につきましては、平成27年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で併合したため、期首に当該株式併合が実施されたものと仮定して算出しております。
2. 第67期の1株当たり当期純利益につきましては、平成30年4月1日付で普通株式1株を2株の割合で分割したため、期首に当該株式分割が実施されたものと仮定して算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ゴールドウィン テクニカルセンター	60百万円	100.0%	スポーツウエアの製造
株式会社カンタベリーオブニ ュージーランドジャパン	98	100.0	スポーツ用品の販売
ブラックアンドホワイ ットスポーツウエア株式会社	45	100.0	スポーツ用品の販売
株式会社ウールリッチジャ パン	100	100.0	カジュアルウエアの企画・販売
株 式 会 社 ナ ナ ミ カ	60	96.7	カジュアルウエアの企画・販売

(4) 対処すべき課題

顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業の収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく取り組んでおります。顧客基点のさらなる強化戦略として、次の戦略を掲げています。

① マルチブランド戦略：

単一ブランドでは出来ない新しい市場を創造し、カテゴリー分類別にマルチブランド戦略を実践し、スポーツスタイルの提案を強化します。

② 自主管理売場の強化：

小売機能の強化を図り、直営店の連結売上構成比を拡大し、消費者ニーズを直接・間接的に汲み上げると同時にクリエイティブな提案を積極的に行います。

③ 商品力の優位性の確立：

各分野において、今まで以上に世界でもトップクラスの高機能・高品質を誇る製品を開発し、市場においてもお客様にとっても絶対必要なブランドとしての地位を確立します。

④ グローバル市場への挑戦：

国内のみならず海外市場においても、当社グループの商品力の優位性を背景に、オリジナルブランドを世界で展開していくための戦略の構築、布石に積極的に取り組んでいきます。

⑤ C S R ・コンプライアンス体制：

社会の中で信頼の置ける必要な会社であると認められるためには、取扱商品への高いニーズ・信頼性にはじまり、企業倫理・法令遵守はもとより、環境問題への積極的な取り組み、さらには当社グループとしての独自の社会貢献活動が今後の取り組み課題となります。

長期的な経営戦略は上記のとおりであります。当社は、平成29年3月期（第66期）を初年度とする令和3年3月期（第70期）までの中期経営計画を策定しております。

基本方針「2020年ゴールドウイン70周年に向けて、オリジナルブランドの強化を図り、海外での事業展開を積極推進し、新たな中核事業として育成する。」に基づき、重点課題として以下の施策を遂行すべくグループ全社を挙げて取り組んでいきます。

- ① オリジナルブランド事業・海外事業の強化
- ② ランニング・ワークアウト市場におけるコアブランド事業の確立
- ③ Spiber株式会社との協業推進による新世代高機能素材を用いた商品開発と企業認知度向上
- ④ デジタルブランドマーケティングの強化とeコマース販売拡大
- ⑤ 自主管理型ビジネス強化の継続推進

(5) **主要な事業内容**（平成31年3月31日現在）

スポーツ用品関連事業

アウトドア関連ブランド商品：登山用ウエア、マリンウエア、アウトドア用品および関連商品

アスレチック関連ブランド商品：トレーニングウエア、テニスウエア、フィットネスウエア、スイムウエア、ラグビーウエア、ゴルフウエアおよび関連商品

ウインター関連ブランド商品：スキーウエア、スノーボードウエアおよび関連商品

その他：機能アンダーウエア、ハイテックウエア（防塵服）、O E Mなど

(6) 主要な営業所および工場（平成31年3月31日現在）

① 当社

名	称	所	在	地
本	店	富	山	県
本	社	東	京	都
大	阪	大	阪	府
支	店	大	阪	府

② 子会社

名	称	所	在	地
株 式 会 社	ゴ ー ル ド ウ イ ン	富	山	県
テ ク ニ カ ル	セ ン タ ー	小	矢	部
株 式 会 社	カ ン タ ベ リ ー オ ブ ン	東	京	都
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	ジ ャ パ ン	新	宿	区
ブ ラ ッ ク ア ン ド ホ ワ イ ト		東	京	都
ス ポ ー ツ ウ ェ ア 株 式 会 社		千	代	田
株 式 会 社	ウ ー ル リ ッ チ ジ ャ パ ン	東	京	都
株 式 会 社	ナ ナ ミ カ	大	阪	府

(7) 使用人の状況（平成31年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
ス ポ ー ツ 用 品 関 連 事 業	2,526名	196名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,729名	160名増	37.6歳	9.8年

(注) 使用人数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成31年3月31日現在）

借入先							借入額		
株	式	会	社	北	陸	銀	行	2,026百万円	
株	式	会	社	北	國	銀	行	1,580	
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	1,570

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 92,000,000株

② 発行済株式の総数 23,824,086株

(注) 平成30年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。

③ 株 主 数 5,092名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コリア セキュリティーズ デポジットリーサムスン	4,220千株	17.99%
三井物産株式会社	2,183	9.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,298	5.53
株式会社北陸銀行	990	4.22
丸紅株式会社	961	4.10
株式会社北國銀行	867	3.70
株式会社西田	862	3.68
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	837	3.57
みずほ信託銀行株式会社（ゴールドウイン西田東作 スポーツ振興記念財団口）	676	2.88
株式会社みずほ銀行	607	2.59

(注) 持株比率は、自己株式（362,540株）を控除して計算しております。

また、自己株式には「資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に係る信託財産として保有している当社株式は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況（平成31年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成31年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長	西 田 明 男	代表取締役会長 株式会社ゴールドウインテクニカルセンター
取締役	二 川 清 人	副社長 兼 総務部長 兼 経営企画部長 兼 執行役員
取締役	渡 辺 貴 生	専任 兼 総務部長 兼 経営企画部長 兼 執行役員
取締役	西 田 吉 輝	専任 （富山地区関係会社担当・調達担当） 株式会社ゴールドウインテクニカルセンター代表取締役社長
取締役	本 間 永 一 郎	専任 兼 総務部長 兼 経営企画部長 兼 執行役員 株式会社ナミカ代表取締役社長
取締役	浅 見 保 夫	常務取締役 兼 営業部長 兼 執行役員 兼 本部長
取締役	山 道 修 平	常務取締役 兼 営業部長 兼 執行役員 兼 本部長
取締役	鈴 木 政 俊	
取締役	森 口 祐 子	
常勤監査役	佐々木 淳	
監査役	松 本 雅 登	
監査役	塩 原 明 之	
監査役	世 一 秀 直	

- (注) 1. 取締役鈴木政俊、森口祐子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松本雅登、塩原明之および世一秀直の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役佐々木淳氏は長年にわたり当社の内部監査部門の業務経験を有し、内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役鈴木政俊、森口祐子および監査役松本雅登の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 平成31年4月1日付および令和元年6月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職・担当および重要な兼職の状況									
本 間 永 一 郎	専 兼 株	合 グ 式	務 企 口 社	執 画 一 ナ	統 バ カ ミ	行 括 ル 代	役 本 本 取	部 部 役	社 社 長	員 長 長
浅 見 保 夫	常 事 兼	業 統 販	務 統 括	執 本 売	行 部 本	副 本 部	役 本 部	部 部 役	社 社 長	員 長 長

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
大 江 伸 治	平成30年6月28日	任 期 満 了	取 締 役 相 談 役
中 川 定 文	平成30年6月28日	任 期 満 了	非 常 勤 監 査 役

③ 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役および各監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	284百万円
監 査 役	5	32
合 計	15	316

- (注) 1. 取締役の報酬につきましては、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において承認された報酬限度額（年額400百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲内で、各取締役の役位に応じた基本報酬、業績に応じた業績連動報酬を取締役会で決定しております。
2. 監査役の報酬につきましては、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において承認された報酬限度額（年額70百万円以内。）の範囲内で、各監査役の報酬額を決定しております。
3. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は6名、37百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役	鈴木政俊	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
取締役	森口祐子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回出席し、プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	松本雅登	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会16回のうち16回に出席し、主に銀行経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	塩原明之	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会16回のうち16回に出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	世一秀直	平成30年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額等の見積りの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査役会が判断した場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査役会が会計監査人の監査能力に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は経営方針、タグライン「SPORTS FIRST：スポーツ・ファースト」、および行動規範に示される経営戦略ミッションをゴールドウイングループ全役職員によって具現化するために、適切な組織の構築、規程、ルール of 制定、情報の伝達および業務執行のモニタリングを行い、体制として内部統制システムを整備・維持しております。また、内部統制システムは適宜見直し、改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

I 内部統制の基本方針

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」と言う。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保致します。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係は一切持ちません。

- (1) 取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。
- (3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。
- (4) 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
- (5) 法令、定款、社内規程等への違反を発見した場合の「内部通報制度」を構築し、全役職員に周知徹底しております。
- (6) 本社社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。
- (7) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う体制の充実を図っております。また、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- (8) 使用人の法令、定款および社内規程の遵守徹底を目的とし、毎年使用人全員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

- (1) 取締役は、「文書取扱規程」その他の社内規程に従い、株主総会、取締役会、経営会議およびその他取締役が決裁に関わる会議の議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理しております。またこれらの重要情報は取締役および監査役がいつでも閲覧できる仕組みをとっております。
- (2) 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時、適切かつ正確に開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統一的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

- (1) さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、リスク管理基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを統一的に管理しております。
- (2) 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ企業理念を定め、グループ経営計画を明確化し、当社グループの適切な経営管理を行うことで取締役の職務執行の効率性を確保します。

- (1) 取締役は、取締役会規則、経営会議規程、子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に定める機関または手続にて必要な決定を行っております。また当該諸規程は、必要に応じてまたは改善のために随時見直しをしております。
- (2) 取締役は、毎月一回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。
- (3) 取締役は、取締役会の方針に基づく業務執行を効率的に行うため、執行役員およびその他の使用人も併せて出席する経営会議を開催し、迅速かつより実体に即した業務執行の意思決定を行っております。
- (4) 経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設定しております。
- (5) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各役職者の権限および責任を明確化しております。

5. ゴールドウインググループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念・経営方針を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底し、業務の適正化を確保いたします。

- (1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、ゴールドウインググループ「企業理念」「経営方針」「企業行動規範」等に示される基本的な考え方を共有しております。
- (2) 子会社管理規程、稟議取扱規程その他社内規程に基づき、子会社の経営管理を行うとともに、当社と子会社間の業務の適正を図っております。
- (3) 重要情報に関する報告・協議ルールを定め、グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求しております。
- (4) 監査役および内部監査室は子会社を定期的に内部監査し、子会社の業務執行の適法性、妥当性、効率性をチェックしております。またその結果は、重要度に応じて代表取締役、担当取締役または監査役会に報告しております。
- (5) 子会社担当取締役は、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況を適宜に把握し、必要に応じて取締役会に報告します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項

監査役が、監査役の職務を補助する使用人を求めた場合、信頼性、経験、専門性等を十分に備えた使用人を専任として任命いたします。

- (1) 監査役が職務の実効性を高め、かつ円滑な監査業務を遂行するために、補助使用人を置くことを求めた場合、専任でかつ職務を遂行するに足る十分な経験と知見を有する使用人を任命することを規定しております。
- (2) 監査役付の使用人の独立性を確保するため、監査役付の補助使用人の任命、異動等、人事ならびに権限に係る事項の決定は監査役会の事前同意のうえ実行することが規定されております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人が、その職務の執行状況について監査役に適切に報告する機会と体制を確保いたします。

- (1) 取締役および使用人は、次に定める事項を監査役に報告することを規定しております。
 - ① 取締役会および経営会議で決議された重要な事項
 - ② 会社に著しい損害が発生するおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況のうち重要な事項
 - ④ 内部監査状況および内部監査の結果
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 社内内部通報制度による通報状況およびその内容

⑦ コンプライアンス上重要な事項

- (2) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会、経営会議および監査役が求めるその他の重要意思決定会議に出席いたします。
- (2) 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役、執行役員、子会社取締役その他必要な使用人と定期的にヒアリングまたはミーティングを行うこととしております。
- (3) 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、内部監査室が協力することを規定しております。
- (4) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けております。また監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかに当該費用または債務を処理することを規定しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを行動規範として徹底しております。
- (2) 当社グループは反社会的勢力に関する統括部門を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制を整備・強化しております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

- ① 当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にしております。取締役会は月1回以上開催し、2名の社外取締役、3名の社外監査役は、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会にて適宜に忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、本年度取締役会は16回開催されました。
- ② 当社は、機動的に戦略を実行すること、および執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- ③ 当社子会社の経営状況については、担当取締役が中心となり、事業計画の達成状況について面談等により報告を受け、毎月確認をしております。またその結果は取締役会で報告されております。

(2) コンプライアンスについて

- ① 当社グループは企業行動規範を定め、全従業員に対しコンプライアンス研修を毎年行い、周知徹底を図っております。
- ② 内部監査室は、内部監査や内部統制評価を通じ業務手順やマニュアルの遵守状況について確認を行い、不備を発見した場合はその都度指摘改善勧告を行い、当該部署によって是正措置が講じられております。
- ③ 当社グループは内部通報制度に関する規程を策定し、社内窓口である担当執行役員に加え、社外の弁護士または社会保険労務士に直接通報・相談できる仕組みを整備・運用しております。

なお、内部通報制度においては、内部通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しています。

- ④ 社外取締役および社外監査役は取締役会および監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、職務執行の適法性・妥当性確保の役割をはたしております。

(3) リスク管理について

- ① 当社グループは、リスクマネジメントの目的、体制および手法を定めた「リスク管理規程」およびクライシス発生時の対応手順を定めた「危機管理マニュアル」を定め、グループ各社に周知・運用をしております。また重要性の高いリスクについては「リスクカタログ」としてまとめ、その影響度に応じた予防策を講じております。
- ② 新たに発生が予測される重要なリスクが認識された場合、当社グループは取締役会または経営会議で検討し、予防策を講じております。

(4) 監査役の業務執行について

- ① 当社の監査役は監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社グループ会社を含む拠点および自主管理店舗の往査を行っております。本年度において監査役は163の拠点および自主管理店舗の往査を実施し、往査報告は監査役会ならびにグループ監査役会議にて報告されております。
- ② 監査役は取締役、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで、監査業務の有効性の確保に努めております。

(5) 監査役への報告体制

当社の内部監査室長は、内部監査室が行った監査結果について、また当社の総務部長は内部通報による通報・相談状況について、当社の監査役に報告しております。

なお、当社の内部統制システムは当社および当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況および子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については、取締役・監査役および関係会社社長が出席するCSR推進委員会に定期的に報告されております。

この内部統制システムについては、継続的に見直しと改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は平成31年3月26日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について平成31年3月期における運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

Ⅲ．社外役員の独立性に係る基準

当社は、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性に関する基準を以下の通り定めております。

当社は会社法第2条第15号または第16号に定める要件を満たし、かつ、以下の事項に該当しない場合、当社および当社グループからの独立性を有する者と判断しております。なお、本基準に照らし合わせて独立性を有さない場合であっても、当人の経験・学識・知見等を踏まえて社外役員として選任することがあります。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社（以下、併せて「当社グループ」と言う。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、または使用人に該当しない者
2. 現事業年度を含む過去3年間に於いて、就任前に以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社の現在の主要株主(注1)またはその業務執行者(注2)
 - (2) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ① 当社グループの主要な取引先(注3)
 - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、もしくはその業務執行者
 - (3) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
 - (5) 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者
 - (6) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
3. 上記2. のいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
4. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められた者

(注記)

- (注1) 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- (注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
- (注3) 主要な取引先とは、取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- (注4) 多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額をいう。
- (注5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額またはその他の財産を言う。ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の総収入または経常利益の2%のいずれか大きい方の金額を越える金額をいう。
- (注6) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれに準じる権限を有する業務執行者をいう。

(6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

一方、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「株主共同の利益」といいます。）を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えています。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、株主共同の利益に資さないものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、および最先端の研究施設、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客、および自主管理型店舗を含む商圏等々の経営資源を有すること、ならびに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および⑥事業活動を通じて安定してキャッシュフローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであります。以上のような当社の企業価値の本源に対する理解なくして、当社の企業価値を確保し、持続的に向上させていくことは不可能でございます。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して一時的な利益を上げる反面、当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出す仕組に反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように株主共同の利益を害する買収者に対しては、株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が株主共同の利益に資するものであるか、もしくはこれを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することとしますが、買収提案者からの買収提案に関し、当社が株主共同の利益に資するかを判断するために適切で必要かつ十分な情報の提供が行われたうえで書面による請求があった場合、または特別委員会から勧告があった場合など、一定の要件を満たす場合には株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆さま方に判断していただくことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆さまが、買収提案が株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆さまおよび当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から必要かつ十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

イ. 企業価値向上のための取組み状況

前中期経営計画（平成25年－平成27年）において、創業以来の企業理念「スポーツのある豊かな暮らしを築き上げること」に加え、スポーツを一番に考え、心から愛し、自ら実践し、そして、スポーツのチカラを信じることで、健やかで楽しい暮らしにつながっていくという考え、「SPORTS FIRST」をタグラインに掲げ、事業の拡大・強化に取り組んでまいりました。

こうした結果、前中期経営計画最終年度の売上高は597億円で6期連続の増収、営業利益は31億円で8期連続の増益、経常利益は41億円と3期連続で過去最高利益を更新し、前中期経営計画の目標を大幅に達成することができました。また当社株価もこの3年間で148%と上昇いたしました。

当社グループは令和2年創業70周年に向け、平成28年－令和2年中期5カ年経営計画を策定し、業務内容とコスト構造を見直すとともに、顧客基点のさらなる強化を図り、顧客や市場の変化に柔軟に対応してブランド事業ごとの収益力の基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組むことで、その最終年度である令和2年度に、売上高800億円、営業利益65億円、ROE 11.2%以上を目指しました。

こうした結果、平成31年3月期の売上高は849億円、営業利益118億円と本中期経営計画の目標を大きく達成しましたので、中期経営計画を上方修正し、売上高970億円、営業利益135億円、ROE 20.0%以上としております。

また、当社株価については前年3月比253%となり、その取組みは着実に成果としてあらわれております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は株主共同の利益を向上させ、持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るためには、経営の効率化、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要課題であると認識し、その体制を強化しております。

具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規程等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンス体制を構築し、リスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。

取締役会は株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、社外取締役2名を中心とした業務執行の監督を行っております。

また、各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年とし、株主の皆さまの意思が速やかに反映されるようになっています。

当社は執行役員制度を導入しております。取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行うことで、取締役9名のうち2名の社外取締役を通じた取締役会の監督機能の強化に努めております。さらに、監査役会の監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めております。

ハ. 株主の皆さまへの還元について

当社は株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題のひとつであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、以上に関連する諸政策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益、ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成30年6月28日開催の第67回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続いたしました。

具体的には、当社発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、必要に応じ外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討等を行います。買付者が本プランを遵守しない場合や、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を棄損する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施）を取締役に勧告いたします。また特別委員会は、対抗措置を実施することについて株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の実施または不発動の決議を行うものとしています。なお、特別委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとしています。

当社取締役会は上記決議を行った場合は、速やかに当該決議の内容その他事項について情報開示をいたします。

- ④ 基本方針の実現のための取組みについての取締役会の判断およびその理由

本プランは平成30年6月28日開催の当社第67回定時株主総会で承認されております。また、本プランは有効期間（平成30年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時まで）前であっても、当社取締役会の決議により本プランを廃止することができます。また、当社の取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主様のご意思が反映されます。

特別委員会は当社社外監査役および社外有識者で構成されることで、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性・合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を正しく把握し、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

また、本プランは予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務および事業の方針の決定を

支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。
<http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対し安定的な配当を継続することを基本とし、業績と配当性向を勘案して実行してまいります。

内部留保金につきましては、財務基盤の充実を図るとともに、今後の事業展開を推進するために有効活用してまいります。

当面は、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき69円とさせていただきます。平成30年12月に1株につき16円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は85円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	39,972
現金及び預金	13,595
受取手形及び売掛金	10,461
電子記録債権	2,813
商品及び製品	11,688
仕掛品	62
原材料及び貯蔵品	537
その他流動資産	830
貸倒引当金	△17
固定資産	37,571
有形固定資産	4,215
建物及び構築物	1,642
土地	951
リース資産	1,172
その他有形固定資産	449
無形固定資産	3,297
商標権	2,374
ソフトウェア	729
ソフトウェア仮勘定	47
その他無形固定資産	146
投資その他の資産	30,058
投資有価証券	23,730
長期貸付金	45
退職給付に係る資産	881
差入保証金	2,204
破産債権等	147
繰延税金資産	1,509
その他投資その他の資産	1,806
貸倒引当金	△265
資産合計	77,544

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	31,544
支払手形及び買掛金	6,215
電子記録債務	11,296
短期借入金	328
一年内返済予定長期借入金	2,450
リース債務	543
未払金	2,374
未払法人税等	2,886
未払消費税等	977
未払費用	1,823
賞与引当金	2,101
返品調整引当金	109
その他流動負債	437
固定負債	6,390
長期借入金	4,056
リース債務	1,048
退職給付に係る負債	259
株式給付引当金	536
その他固定負債	489
負債合計	37,934
純資産の部	
株主資本	39,956
資本金	7,079
資本剰余金	1,439
利益剰余金	35,709
自己株式	△4,273
その他の包括利益累計額	△414
その他有価証券評価差額金	270
繰延ヘッジ損益	56
為替換算調整勘定	402
退職給付に係る調整累計額	△1,144
非支配株主持分	67
純資産合計	39,609
負債・純資産合計	77,544

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		84,934
売上原価		41,915
売上総利益		43,018
返品調整引当金戻入額		190
差引売上総利益		43,209
販売費及び一般管理費		31,347
営業利益		11,861
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	64	
持分法による投資利益	1,137	
その他営業外収益	93	1,320
営業外費用		
支払利息	126	
その他営業外費用	72	199
経常利益		12,982
特別利益		
投資有価証券売却益	46	
その他特別利益	0	47
特別損失		
減損損失	257	
店舗閉鎖損失	2	
特別退職金	31	
固定資産処分損	5	
その他特別損失	29	326
税金等調整前当期純利益		12,702
法人税、住民税及び事業税	4,132	
法人税等調整額	△714	3,418
当期純利益		9,284
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		9,243

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成30年4月1日 期首残高	7,079	1,439	27,854	△1,438	34,934
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,387		△1,387
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,243		9,243
自己株式の取得				△2,875	△2,875
自己株式の処分				41	41
連結子会社株式の取得による持 分の増減		0			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	7,855	△2,834	5,021
平成31年3月31日 期末残高	7,079	1,439	35,709	△4,273	39,956

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
平成30年4月1日 期首残高	595	△16	1,497	△1,632	444	45	35,425
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,387
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,243
自己株式の取得							△2,875
自己株式の処分							41
連結子会社株式の取得による持 分の増減							0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△324	73	△1,095	488	△858	21	△837
連結会計年度中の変動額合計	△324	73	△1,095	488	△858	21	4,184
平成31年3月31日 期末残高	270	56	402	△1,144	△414	67	39,609

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表（平成31年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,969
現金及び預金	8,194
受取手形	823
電子記録債権	2,675
売掛金	8,043
商品及び製品	9,911
仕掛品	49
原材料及び貯蔵品	502
未収入金	1,094
前払費用	158
その他流動資産	1,516
貸倒引当金	△1
固定資産	25,748
有形固定資産	2,948
建物	1,009
構築物	96
土地	452
リース資産	1,050
その他有形固定資産	340
無形固定資産	3,228
商標権	2,374
ソフトウェア	677
ソフトウェア仮勘定	47
その他無形固定資産	128
投資その他の資産	19,571
投資有価証券	5,121
関係会社株式	7,030
出資金	10
関係会社出資金	594
長期貸付金	1,165
破産債権等	130
差入保証金	1,794
前払年金費用	1,549
繰延税金資産	1,113
その他投資その他の資産	1,310
貸倒引当金	△248
資産合計	58,717

科目	金額
負債の部	
流動負債	28,080
支払手形	603
電子記録債務	10,991
買掛金	4,032
短期借入金	328
一年内返済予定長期借入金	2,450
リース債務	502
未払金	2,785
未払法人税等	2,325
未払費用	1,264
賞与引当金	1,601
返品調整引当金	82
その他流動負債	1,113
固定負債	5,966
長期借入金	4,056
リース債務	911
長期未払金	243
株式給付引当金	536
その他固定負債	218
負債合計	34,047
純資産の部	
株主資本	24,399
資本金	7,079
資本剰余金	1,434
資本準備金	258
その他資本剰余金	1,175
利益剰余金	20,158
利益準備金	476
その他利益剰余金	19,682
繰越利益剰余金	19,682
自己株式	△4,273
評価・換算差額等	270
その他有価証券評価差額金	269
繰延ヘッジ損益	1
純資産合計	24,670
負債・純資産合計	58,717

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		72,845
売上原価		35,090
売上総利益		37,755
返品調整引当金戻入額		135
差引売上総利益		37,890
販売費及び一般管理費		28,007
営業利益		9,882
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,232	
受取賃貸料	126	
受取販売手数料	170	
その他営業外収益	121	1,650
営業外費用		
支払利息	117	
貸与資産減価償却費	34	
その他営業外費用	40	191
経常利益		11,341
特別利益		
投資有価証券売却益	46	46
特別損失		
減損損失	112	
関係会社株式評価損	546	
店舗閉鎖損失	2	
その他特別損失	4	666
税引前当期純利益		10,722
法人税、住民税及び事業税	3,379	
法人税等調整額	△573	2,806
当期純利益		7,915

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
						繰越利益 剰 余 金			
平成30年4月1日 期首残高	7,079	258	1,175	1,434	337	13,292	13,630	△1,438	20,706
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					138	△1,526	△1,387		△1,387
当 期 純 利 益						7,915	7,915		7,915
自 己 株 式 の 取 得								△2,875	△2,875
自 己 株 式 の 処 分								41	41
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	138	6,389	6,527	△2,834	3,693
平成31年3月31日 期末残高	7,079	258	1,175	1,434	476	19,682	20,158	△4,273	24,399

	評 価 ・ 換 算 差 額 等							純 資 産 合 計
	そ の 他 評 価	有 価 証 券 額	繰 延 損	ヘ ッ ジ 益	評 差	価 額 ・ 等 換 算 計		
平成30年4月1日 期首残高		589		△16		573	21,279	
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,387	
当 期 純 利 益							7,915	
自 己 株 式 の 取 得							△2,875	
自 己 株 式 の 処 分							41	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		△320		17		△302	△302	
事業年度中の変動額合計		△320		17		△302	3,390	
平成31年3月31日 期末残高		269		1		270	24,670	

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年5月21日

株式会社ゴールドウイン
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 晶 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年5月21日

株式会社ゴールドウイン
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 晶 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月22日

株式会社ゴールドウイン 監査役会

常 勤 監 査 役 佐々木 淳 ㊞

監査役(社外監査役) 松 本 雅 登 ㊞

監査役(社外監査役) 塩 原 明 之 ㊞

監査役(社外監査役) 世 一 秀 直 ㊞

以 上

× ₴

[illegible]

× ₴

[illegible]

定時株主総会会場ご案内図

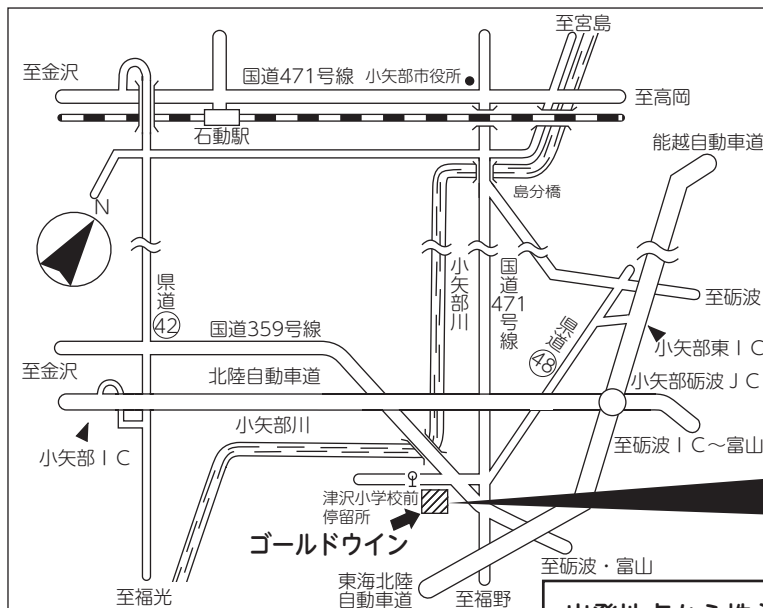
会 場

富山県小矢部市清沢210番地

当社本店 5階ホール TEL (0766) 61-4800 (代)

交 通

- ・あいの風とやま鉄道 石動駅より車で約15分
- ・あいの風とやま鉄道 石動駅から庄川・福野方面行バスで津沢小学校前バス停下車
(所要時間約20分)
- ・北陸自動車道小矢部インターチェンジより車で約5分
- ・能越自動車道小矢部東インターチェンジより車で約5分



当社本店 5階ホール



出発地点から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！

※平成22年2月に厚生労働省から、集会場、展示場、百貨店を含めた施設での原則全面禁煙を求める通知が出たのを受け、当社では、敷地内全面禁煙を実施しております。ご理解・ご協力のお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。